

学生の懲戒に関する基準

（平成27年12月15日制定）
（令和5年3月14日改正）
（令和5年4月1日施行）

（趣旨）

第1条 この基準は、日本大学学則第76条、第77条及び日本大学短期大学部学則第50条、第51条並びに学生の懲戒手続に関する規程第19条に基づき、本大学の大学院、学部、通信教育部及び短期大学部の学生の懲戒基準に関する必要事項を定める。

（懲戒基準）

第2条 学長は、懲戒対象となり得る行為の内容により、日本大学学則第77条及び日本大学短期大学部学則第51条の規定並びに別表の懲戒基準に基づき懲戒を決定する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

(別 表)

懲 戒 基 準

行為の内容	懲戒の標準
○学外及び学内において違法行為を行った場合で、特に悪質と判断された場合 ○本学の規則又は命令に反する行為を行った場合で、特に悪質と判断された場合 ○本学が実施する試験等において不正行為を行った場合で、特に悪質と判断された場合	退学又は停学
○学外及び学内において違法行為を行った場合で、悪質と判断された場合 ○本学の規則又は命令に反する行為を行った場合で、悪質と判断された場合 ○本学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為を行った場合で、悪質と判断された場合 ○本学が実施する試験等において不正行為を行った場合で、悪質と判断された場合	停学又は訓告
○学外及び学内において違法行為を行った場合 ○本学の規則又は命令に反する行為を行った場合 ○本学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為を行った場合 ○本学が実施する試験等において不正行為を行った場合	訓告

※懲戒の標準における「退学又は停学」の停学は、無期停学相当の処分とする。